資料４－１

# 第５期

# 北海道障がい福祉計画

## （素案）

北海道

# 目次
Contents


## 第１　計画の基本的事項
1　計画策定の趣旨と目的 …… 1
2　計画の位置付け …… 3
3　区域の設定 …… 4
4　計画策定体制と経緯等 …… 6

## 第２　障がいのある人の現状等
1　障がいのある人の現状 …… 7
2　サービス提供体制の現状と評価 …… 9
3　主なサービス提供基盤の整備状況 …… 15

## 第３　計画推進のための基本的事項
1　平成32年度に向けて目指す方向 …… 17
2　第５期障がい福祉計画推進の基本方針 …… 17

## 第４　計画推進のための具体的な取組
1　北海道障がい者条例の施策の推進 …… 19
2　権利擁護の推進 …… 20
3　地域生活支援体制の充実 …… 23
4　意思疎通支援・情報提供の充実 …… 29
5　サービス提供基盤の整備 …… 31
6　障がい児支援の充実 …… 34
7　発達障がいのある人や医療を必要する人等への支援 …… 41
8　精神保健福祉・医療施策の充実 …… 44
9　就労支援施策の充実・強化 …… 47
10　人材の養成・確保及びサービスの質の向上 …… 53
11　安全確保に備えた地域づくりの推進 …… 55

## 第５　計画の推進管理
1　制度の円滑な推進 …… 56
2　計画の推進管理 …… 56

## 第６　平成32年度の成果目標
1　福祉施設の入所者の地域生活への移行目標 …… 57
2　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標 …… 58
3　地域生活支援拠点の整備目標 …… 58
4　福祉施設から一般就労への移行目標 …… 58
5　障がい児支援の提供体制の整備目標 …… 60
6　医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置 …… 61

## 第７　サービス量の見込みと基盤整備
1　サービス量の基本的な考え方 …… ○
2　居住系サービスの必要見込量 …… ○
3　日中活動系サービスの必要見込量 …… ○
4　訪問系サービスの必要見込量 …… ○
5　障害児通所支援の必要見込量 …… ○
6　相談支援の必要見込量 …… ○
7　地域生活支援事業（道事業）の必要見込量 …… ○
8　地域生活支援事業（市町村事業）の必要見込量 …… ○
9　圏域ごとのサービス量の見込み …… ○

## 資料
第５期北海道障がい福祉計画タウンミーティングにおける主な意見 …… ○
用語の解説 …… ○

# 第１　計画の基本的事項

## １　計画策定の趣旨と目的

### (1) 計画策定の趣旨

道では、平成15年３月に21世紀初頭の北海道における障がい福祉施策の基本的な方向と主要な施策を示す「北海道障害者基本計画」（以下「基本計画」という。）〔第１期計画期間：平成15～24年度〕と、その着実な推進を図るため、「前期実施計画」〔計画期間：平成15~19年度〕を策定し、「ノーマライゼーション社会の実現」を目標に、地域生活の支援体制の充実など、各般の施策の推進を図ってきました。

平成15年度からは「支援費制度」が導入され、障がいのある人の自己決定や選択を尊重した利用者本位のサービスが提供されることとなりましたが、「支援費制度」は、精神障がいのある人を対象としていないことや、支援の必要度を判定する客観的な基準がなく支給決定の過程が不透明であることなどの課題があったことから、制度全般が見直され、平成17年11月７日に「障害者自立支援法」が公布、平成18年４月から施行されました。

その後、平成24年６月に、国においては、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援し、新たな障がい保健福祉施策を講ずるため、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」という。）を公布し、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正し、「障害者」の定義に難病等を追加、また、平成25年６月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が制定され、平成26年２月には「障害者の権利に関する条約」を批准、さらには、平成28年６月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が行われ、障がいのある人自らが望む地域で暮らすことができるよう生活支援と就労支援の充実や障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応するため、同年８月に発達障害者支援法が改正され、発達障がい者支援の一層の充実が図られました。

道では、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」並びに「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」（以下「北海道障がい者条例」という。）の趣旨を踏まえ、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等が計画的に提供されるための実施計画として、「北海道障がい福祉計画」（以下「この計画」という。）を策定することとします。

### (2) 計画の目的

障がいのある人が、自立した日常生活及び社会生活を営むためには、道内の各地域において、必要な支援を提供できるよう、相談体制やサービス基盤の整備が必要であり、そのためには、共に生活する地域住民の理解や協力による「まちづくり」の視点が必要となります。

この計画は、こうした視点に立ち、障がいのある人を主体とした支援体制づくりを進め、本人が希望する暮らしの実現、意欲や障がい特性に応じた地域活動が保障される社会づくり

を推進していくため、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を基本テーマとして目指すこととします。

平成18年度から20年度を計画期間とする第１期計画及び平成21年度から23年度を計画期間とする第２期計画では、既存のサービス提供事業者の障害者自立支援法に基づく制度への対応（新体系への移行）が完了する平成23年度末に向けて数値目標を設定し、平成24年度から26年度を計画期間とする第３期計画においては、新体系への移行が完了した環境の下で、平成26年度末に向けて数値目標を設定、平成27年度から29年度を計画期間とする第４期計画では、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、成果目標を設定し、それぞれ、サービス見込量やその確保方策等について定めました。

一方、「福祉的就労の底上げ」を目指し、平成20年３月に、工賃向上に向けた５か年の目標と具体的な取組等を定めた「北海道働く障がい者応援プラン」を策定し、平成22年３月には、「北海道障がい者条例」に基づく就労支援推進計画として一般就労に関する施策を加えた「新・北海道働く障がい者応援プラン」を、平成24年３月には「北海道働く障がい者応援プラン・第Ⅱ章」を、平成27年３月には「北海道働く障がい者応援プラン・第Ⅲ章」を策定し、取組を推進してきました。

平成 30 年度から32年度までを計画期間とする第５期計画については、障がいのある子どもへの支援や就労支援など、ライフステージに応じた一体的な取組を進めるため、「第４期障がい者就労支援推進計画」と「第１期北海道障がい児福祉計画」を包含し、一体的に策定することとします。

また、障がいのある人の自己決定を尊重し、その自立と社会参加の実現を目指し、成果目標はもとより、サービス見込量やその確保方策等について定めることとします。

○第5期北海道障がい福祉計画

・根拠：障害者総合支援法第89条第１項

・概要：障害福祉サービス等及び障害児通所支援事業等の円滑な実施を確保するための基本的な指針［平成29年３月31日厚生労働省告示第116号］（以下「基本指針」という。）に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施について定める、都道府県障害福祉計画。

・参考通知：「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」〔平成21年１月８日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知障企自第0108001号〕

○第4期障がい者就労支援推進計画［北海道働く障がい者応援プラン・第Ⅳ章］

・根拠：北海道障がい者条例第29条第１項

・概要：障がいのある人の就労支援に関する施策の実施について示す、就労支援推進計画及び都道府県工賃向上計画。

・参考通知：「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針〔平成24年4月11日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知障発0411第４号〕

○ 第1期北海道障がい児福祉計画

・根拠：児童福祉法第33条の22

・概要：基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施について定める、都道府県障害児福祉計画。

## 2　計画の位置付け

### (1) 計画の位置付け

この計画は、「北海道総合計画」が示す政策の基本的な方向に沿って策定、推進する特定分野別計画である「北海道地域福祉支援計画」の施策別計画であり、障害者基本法に基づき策定している基本計画（第２期計画期間：平成25～34年度）の実施計画として位置付けることとしています。

なお、社会福祉法その他法律の規定による計画であって障がい者等の福祉に関する事項を定めるものと調和を保つよう整理しています。

図１　【計画の位置付け】

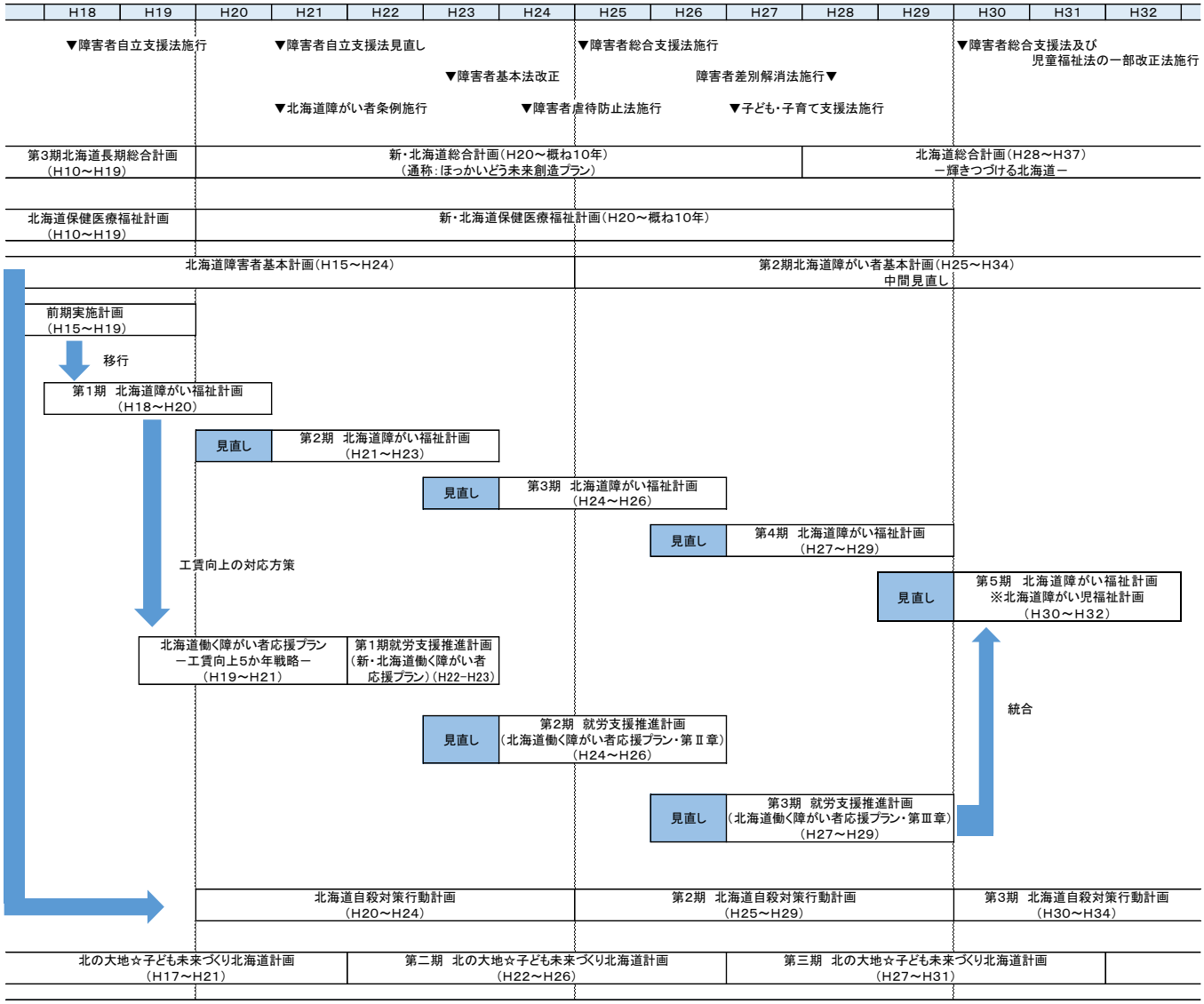


### (2) 計画の期間

この計画は、計画期間を平成30年度から平成32年度までの３年間（第５期計画）とします。

なお、道はこの計画について、定期的に調査・分析及び評価を行い、必要がある場合は計画を見直すなどの措置を講ずることとします。

## ３　区域の設定

この計画に定めるサービスの提供体制の確保が、地域間の格差を縮小しながら進められるよう、次のとおり、サービスの種類ごとに、サービス量（支給量及び整備量）を見込み、推進管理等を行う「区域」を設定しています。

### (1) 居住系サービス（施設入所支援）:「全道域」

入所施設については、今後も、地域生活への移行支援を推進する観点から、基本的には創設は行わずに、現在入所されている方について、円滑に地域生活への移行が図られるような体制の整備を進めるとともに、施設入所支援を必要とする障がいのある人の状況を考慮し、全道一圏域で広域的に入所定員の調整を行うこととします。

### (2) 居住系サービス（共同生活援助）及び日中活動系サービス:「北海道障がい保健福祉圏域の21圏域〔札幌市を含む。〕」（この圏域は、第二次地域福祉圏域と同じ。）

グループホームなどの住まいの場や生活介護、就労継続支援などの日中活動の場については、利用者の生活圏域（通所等によりサービス利用が可能な単位）に着目してサービスの基盤整備を進める必要があることから、21の北海道障がい保健福祉圏域単位で必要な調整を行うこととします。

### (3) 訪問系サービス及び相談支援:「市町村圏域」

居宅介護などの訪問系サービスについては、在宅において提供することを基本とすることから、市町村圏域単位で地域生活への移行の進捗状況などに合わせて必要な調整を行うこととします。

また、相談支援については、地域生活への移行や地域定着支援の観点から、最も身近な行政機関である市町村で必要な体制の整備について調整を行うこととします。

図2 【圏域の区域】

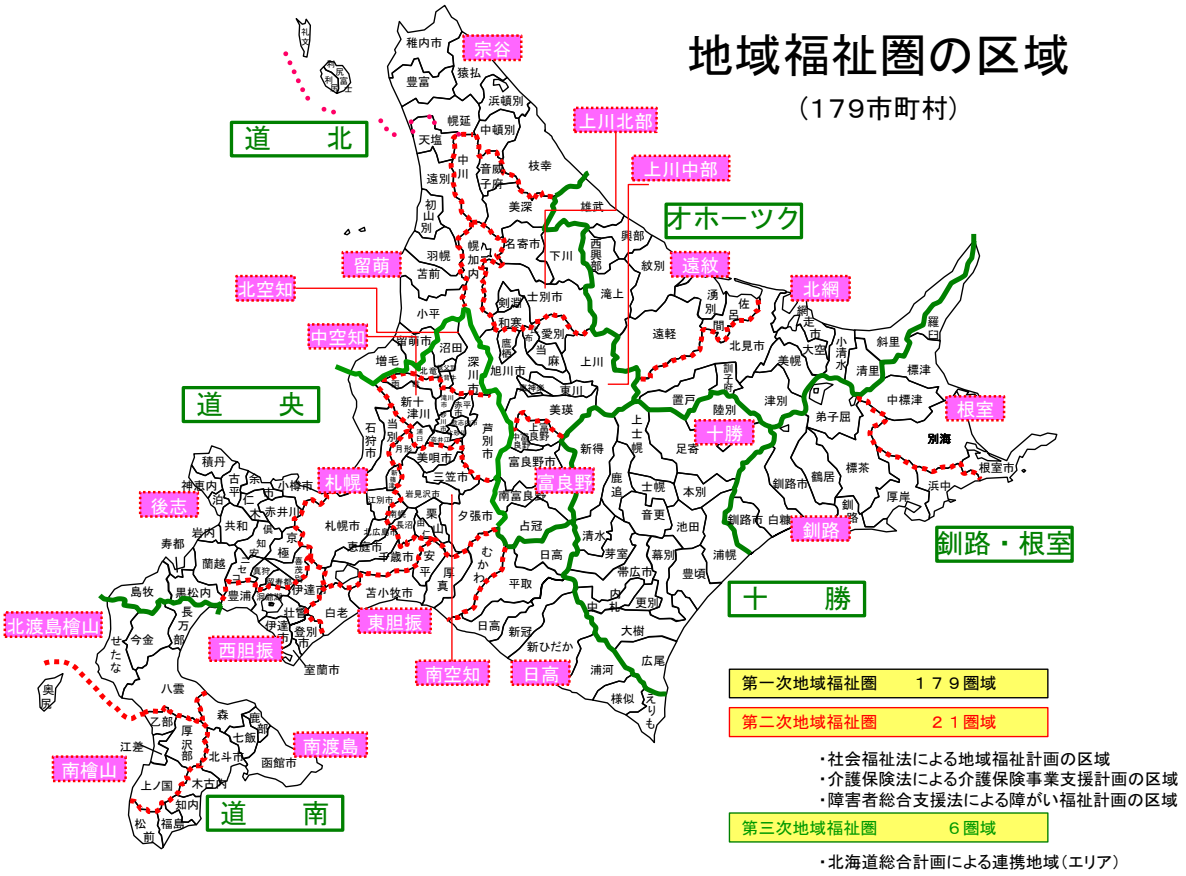


| | 圏域名 | 振興局名 | 市　町　村　名 |
|---|---|---|---|
| 1 | 南　渡　島 | 渡　島 | 函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町 |
| 2 | 南　檜　山 | 檜　山 | 江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町 |
| 3 | 北渡島檜山 | 渡島・檜山 | 八雲町、長万部町、今金町、せたな町 |
| 4 | 札　幌 | 石　狩 | 札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村 |
| 5 | 後　志 | 後　志 | 小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村 |
| 6 | 南　空　知 | 空　知 | 夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町 |
| 7 | 中　空　知 | | 芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町 |
| 8 | 北　空　知 | | 深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町 |
| 9 | 西　胆　振 | 胆　振 | 室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町 |
| 10 | 東　胆　振 | | 苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町 |
| 11 | 日　高 | 日　高 | 日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町 |
| 12 | 上　川　中　部 | 上　川 | 旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、幌加内町 |
| 13 | 上　川　北　部 | | 士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町 |
| 14 | 富　良　野 | | 富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村 |
| 15 | 留　萌 | 留　萌 | 留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町 |
| 16 | 宗　谷 | 宗　谷 | 稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町 |
| 17 | 北　網 | オホーツク | 北見市、網走市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、大空町 |
| 18 | 遠　紋 | | 紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町 |
| 19 | 十　勝 | 十　勝 | 帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町 |
| 20 | 釧　路 | 釧　路 | 釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町 |
| 21 | 根　室 | 根　室 | 根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町 |

## ４　計画策定体制と経緯等

### (1) 計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、学識経験者や障がい当事者、福祉関係者等で構成する「北海道障がい者施策推進審議会」を中心に検討を進めるとともに、「北海道発達支援推進協議会」や「北海道障がい者就労支援推進委員会」と連携し、同審議会に５部会を設置して、計画の内容について、専門的に調査・検討を行いました。

また、整備法に基づき設置した「北海道自立支援協議会」においても計画について議論を行うほか、21圏域ごとに設置している「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」において、市町村の計画との調整を図るため、総合振興局（振興局）及び市町村間で意見交換を行いました。

なお、市町村に対しては、計画作成に関する基本的な考え方である「障がい福祉計画等作成指針」（以下「作成指針」という。）を示し、計画づくりの支援を行いました。

### (2) 道民の意見反映

計画策定にあたっては、障がいのある人やその家族、福祉関係者、地域住民の方々に周知を図りながら、広くご意見をお聴きするため、道内９か所において「北海道障がい者基本計画等タウンミーティング～第２期北海道障がい者基本計画：改訂版の策定及び第５期北海道障がい福祉計画の策定に向けて～」を開催しました。

また、計画素案について広く道民のご意見をお聴きするため、パブリックコメントを実施しました。

いただいたご意見などについては、市町村、関係部局等へ情報提供するとともに、この計画の策定過程において参考としました。

【タウンミーティングの開催状況】

| 会　場 | 開催日時 | 開催場所 | 参加者数 |
|---|---|---|---|
| 札幌会場 | 平成29年９月16日（土）<br>10:00～11:30 | 札幌市中央区北２条西７丁目<br>かでる２・７ | 63名 |
| 倶知安会場 | 平成29年９月16日（土）<br>13:30～15:00 | 倶知安町北１条東２丁目<br>後志総合振興局 | 26名 |
| 網走会場 | 平成29年９月16日（土）<br>13:30～15:00 | 網走市北７条西３丁目<br>オホーツク総合振興局 | 36名 |
| 稚内会場 | 平成29年９月23日（土）<br>13:30～15:00 | 稚内市末広４丁目２－27<br>宗谷総合振興局 | 21名 |
| 釧路会場 | 平成29年９月23日（土）<br>13:30～15:00 | 釧路市幣舞町４－28<br>まなぼっと幣舞 | 21名 |
| 帯広会場 | 平成29年９月24日（日）<br>14:00～15:30 | 帯広市西４条南13丁目１<br>とかちプラザ | 24名 |
| 苫小牧会場 | 平成29年９月24日（日）<br>13:30～15:00 | 苫小牧市若草３丁目３－８<br>苫小牧市民活動センター | 29名 |
| 旭川会場 | 平成29年９月24日（日）<br>13:30～15:00 | 旭川市宮前１条３丁目３－30<br>旭川市市民活動交流センター | 27名 |
| 函館会場 | 平成29年10月１日（日）<br>13:30～15:00 | 函館市美原４丁目６－16<br>渡島総合振興局 | 36名 |

# 第２　障がいのある人の現状等

## １　障がいのある人の現状

北海道の人口に占める障がいのある人の割合は、高齢化等の影響により、年々増加しています。

また、全国と比較すると、すべての障がい種別で障がいのある人の割合が高くなっています。

### (1) 身体障がい

身体障害者手帳交付者数は、平成28年度末現在で、302,182人となっており、平成14年度末と比較すると、14年間で34,603人増加しています。

また、北海道の人口に占める割合は平成14年度末の4.7%から、平成28年度末で5.7%と1.0ポイント増加しています。

全国においては、5,148,082人で、人口比 4.1%となっています。

### (2) 知的障がい

療育手帳交付者数は、平成28年度末現在で、59,092人となっており、平成14年度末と比較すると、14年間で26,037人増加しています。

また、北海道の人口に占める割合は、平成14年度末の0.6%から、平成28年度末で1.1%と0.5ポイント増加しています。

全国においては、1,044,573人で、人口比　0.8%となっています。

### (3) 精神障がい

精神保健福祉手帳交付者や自立支援医療受給者など保健所で把握している精神障がいのある人の数は、平成28年度末現在で、157,679人となっており、平成14年12月末と比較すると、14年間で64,269人増加しています。

また、北海道の人口に占める割合は平成14年度末の 1.7%から、平成28年度末で 3.0%と 1.3 ポイント増加しています。

なお、精神保健福祉手帳交付者数は、平成28年度末現在で、46,327人となっており、平成14年度末と比較すると、14年間で33,181人増加しています.

全国においては、921,022人で、人口比0.7%となっています。

| | | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 身体障がい者 | 18歳未満 | 5,606 | 5,453 | 5,409 | 5,362 | 5,219 | 5,051 | 4,993 | 4,733 | 4,617 | 4,730 | 4,570 | 4,394 | 4,251 | 3,829 | 3,746 |
| | 18歳以上 | 261,973 | 268,774 | 275,362 | 282,268 | 285,250 | 284,641 | 289,317 | 290,159 | 292,411 | 301,061 | 298,126 | 297,163 | 295,515 | 300,456 | 298,436 |
| | 合　計 | 267,579 | 274,227 | 280,771 | 287,630 | 290,469 | 289,692 | 294,310 | 294,892 | 297,028 | 305,791 | 302,696 | 301,557 | 299,766 | 304,285 | 302,182 |
| | 人口に占める割合 | 4.7% | 4.9% | 5.0% | 5.1% | 5.2% | 5.2% | 5.3% | 5.3% | 5.4% | 5.6% | 5.5% | 5.5% | 5.5% | 5.6% | 5.7% |
| 知的障がい者 | 18歳未満 | 6,584 | 6,943 | 7,513 | 7,849 | 8,351 | 9,150 | 9,853 | 10,580 | 11,287 | 11,838 | 12,371 | 12,795 | 13,539 | 13,402 | 13,827 |
| | 18歳以上 | 26,471 | 27,548 | 28,443 | 29,597 | 30,687 | 31,970 | 33,160 | 34,540 | 35,830 | 37,211 | 38,819 | 40,314 | 41,510 | 43,706 | 45,265 |
| | 合　計 | 33,055 | 34,491 | 35,956 | 37,446 | 39,038 | 41,120 | 43,013 | 45,120 | 47,117 | 49,049 | 51,190 | 53,109 | 55,049 | 57,110 | 59,092 |
| | 人口に占める割合 | 0.6% | 0.6% | 0.6% | 0.7% | 0.7% | 0.7% | 0.8% | 0.8% | 0.9% | 0.9% | 0.9% | 1.0% | 1.0% | 1.1% | 1.1% |
| 精神障がい者 | 保健所把握数 | 93,410 | 102,113 | 111,117 | 119,232 | 124,085 | 129,330 | 130,381 | 136,073 | 125,993 | 127,863 | 136,382 | 143,344 | 144,430 | 155,351 | 157,679 |
| | 精神保健福祉手帳交付者数 | 13,146 | 15,257 | 17,466 | 19,887 | 21,641 | 24,271 | 25,915 | 28,907 | 31,369 | 32,748 | 36,100 | 40,000 | 37,463 | 43,852 | 46,327 |
| | 保健所把握数の人口に占める割合 | 1.7% | 1.8% | 2.0% | 2.1% | 2.2% | 2.3% | 2.4% | 2.5% | 2.3% | 2.3% | 2.5% | 2.6% | 2.7% | 2.9% | 3.0% |
| 人　口 | | 5,662,856 | 5,650,573 | 5,632,133 | 5,629,970 | 5,600,705 | 5,571,770 | 5,543,556 | 5,520,894 | 5,498,916 | 5,474,216 | 5,465,451 | 5,463,045 | 5,407,928 | 5,401,210 | 5,348,102 |

※手帳交付者数は各年度末現在、保健所把握数は平成26年度まで各年度12月末現在、人口は25年度は平成26年1月1日現在

図３　【障がい者数の推移】

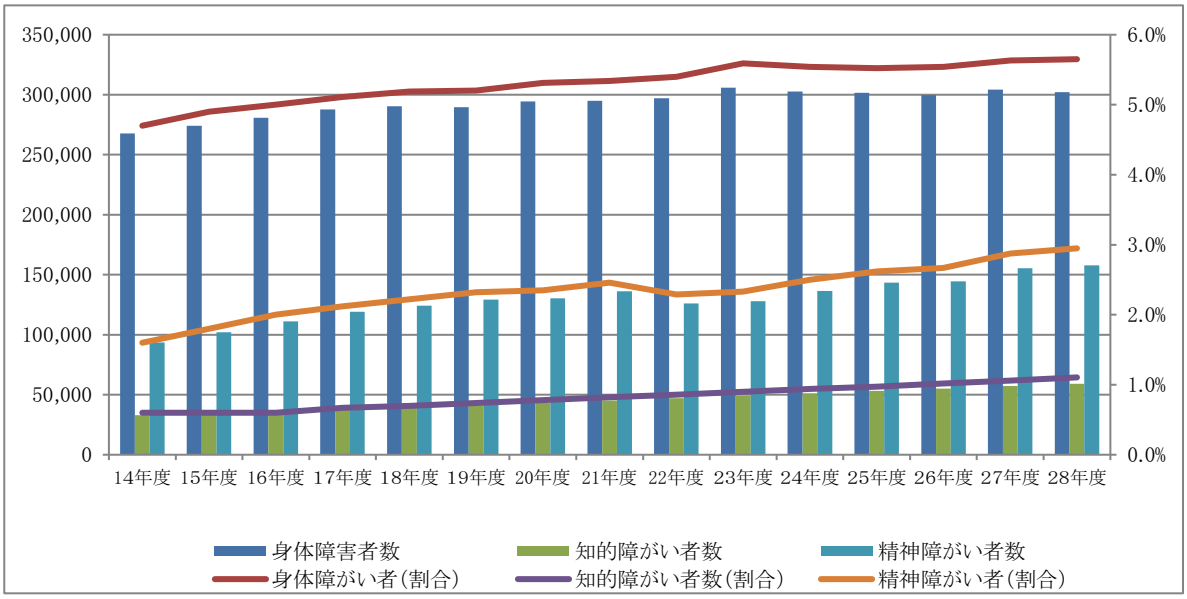


**・発達障がい**

発達障がいとは、発達障害者支援法により、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、平成22年の改正で障害者自立支援法の対象として明確に規定されました。

さらに、平成23年８月には障害者基本法が改正され、「障害者」の定義において「精神障害（発達障害を含む。）」と規定されました。

発達障がいは、障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合が多く、診断が難しく、発達障がいのある人の正確な人数は把握できていないのが現状です。

**・高次脳機能障がい**

高次脳機能障がいとは、脳卒中などの病気や交通事故、頭部への怪我などにより、脳を損傷した後遺症としてみられる障がいです。脳損傷による認知機能障害（記憶障害や注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害など）を主な症状として、日常生活や社会生活に制約が出ている障がいをさし、「器質性精神障害」として精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療（精神通院医療）の申請対象とされています。

また、手帳の有無にかかわらず、障害者総合支援法に基づくサービスの給付対象になることが可能です。高次脳機能障がいは、身体障がいがみられず、外見上は障がいが目立たないことから「見えにくい障がい」といわれ、障がいに関する十分な理解が得られていない実態があり、高次脳機能障がいのある人の正確な人数を把握できていないのが現状です。

## (4) 難病等

難病とは、原因不明で、治療が極めて困難で、希少であり、後遺症を残すおそれが少なくないことや、経過も慢性にわたり、生活面に長期に支障をきたす疾病です。

平成23年８月に改正された障害者基本法において「障害者」の定義に含まれ、平成25年４月の障害者総合支援法の施行により、「障害者」の定義に難病等（治療方法が確立していない疾病その他の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）と

明記され、難病等である人も障害福祉サービス等を利用できるようになりました。
また、対象となる疾病については、平成29年４月には358疾病に拡大されています。

## ２　サービス提供体制の現状と評価

### (1) サービスの利用状況

① 障害福祉サービスの利用状況（平成29年３月分）

障害福祉サービスの利用者は51,786人となっており、うち入所施設利用者が9,863人となっています。

| | サービス種類 | 単位 | 28年度 |
|---|---|---|---|
| 訪問系 | 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援 | 時間 | 306,156 |
| | | | 281,885 |
| | | | 92.1% |
| 居住系 | 共同生活援助・共同生活介護 | 人 | 10,536 |
| | | | 10,397 |
| | | | 98.6% |
| | 施設入所支援 | 人 | 10,023 |
| | | | 9,863 |
| | | | 98.4% |

※上段:計画　下段:実績

| | サービス種類 | 単位 | 28年度 |
|---|---|---|---|
| 日中活動系 | 生活介護 | 人日 | 364,823 |
| | | | 361,606 |
| | | | 99.1% |
| | 自立訓練(機能訓練) | 人日 | 896 |
| | | | 156 |
| | | | 17.4% |
| | 自立訓練(生活訓練) | 人日 | 9,895 |
| | | | 6,709 |
| | | | 67.8% |
| | 就労移行支援 | 人日 | 47,199 |
| | | | 30,373 |
| | | | 64.3% |
| | 就労継続支援（A型） | 人日 | 102,798 |
| | | | 85,152 |
| | | | 82.8% |
| | 就労継続支援（B型） | 人日 | 311,846 |
| | | | 290,053 |
| | | | 93.0% |
| | 療養介護 | 人 | 1,365 |
| | | | 1,294 |
| | | | 94.8% |
| | 短期入所(福祉型) | 人日 | 12,136 |
| | | | 12,152 |
| | | | 100.1% |
| | 短期入所(医療型) | 人日 | 1,776 |
| | | | 1,362 |
| | | | 76.7% |

また、第４期計画で定めたサービス見込量に対する平成28年度の実績では、施設入所支援が98.4%となっていますが、地域における居住サービスである共同生活援助は98.6%、訪問系サービスは92.1%、日中活動系サービスの生活介護は99.1%、就労継続支援（B型）が93.0%となっています。

② 障害児通所支援等の利用状況（平成29年３月分）

障害児通所支援の利用者は、児童発達支援で61,499人、放課後等デイサービスでは95,250人となっております。

| | サービス種類 | 単位 | 28年度 |
|---|---|---|---|
| 入所 | 福祉型 | 人 | 163 |
| | 医療型 | 人 | 207 |

| | サービス種類 | 単位 | 28年度 |
|---|---|---|---|
| 通所 | 児童発達支援 | 人日 | 61,499 |
| | 医療型児童発達支援 | 人日 | 833 |
| | 放課後等デイービス | 人日 | 95,250 |
| | 保育所等訪問支援 | 人日 | 236 |

## (2) 入所施設の状況

平成29年４月１日現在の入所施設数は、209施設で定員は10,929人となっています。

また、平成29年３月の入所施設の利用者数は、9,863人となっており、平成26年３月利用者数から385人の減となっています。

| 区分 | 入所施設数(定員) | | | | 入所施設利用者数 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | H26.4.1 | | H29.4.1 | | H26.3 | H29.3 |
| 障害者支援施設 | 209 | 11,089 | 209 | 10,929 | 10,248 | 9,863 |

## (3) 居住支援の状況

グループホーム（共同生活援助）は、障害者自立支援法の施行後、指定基準の規制緩和が図られたことなどにより、施行時点の平成18年４月の定員2,960人が、平成29年４月では11,140人、約3.8倍と大幅な伸びとなっています。

また、平成29年３月利用者数は、10,397人となっており、平成26年３月利用者から1,671人の増となっています

【グループホームの指定・整備実績】

| | | H18.4 | H20.4 | H23.4 | H26.4 | H29.4 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| グループホーム | 箇所数 | 635 | 321 | 377 | 433 | 525 |
| | 利用定員 | 2,960 | 4,672 | 6,555 | 9,579 | 11,140 |
| 伸び率(H29／H18) | | 376.4% | | | | |

※H26.4 まではグループホーム及びケアホームの合計です。

## (4) 工賃（賃金）の状況

平成28年度における道内の事業所（就労継続支援事業所 948か所）における月額一人当たり平均工賃（賃金）は、27,881円となっており、このうち、就労継続支援B型事業所（738か所）では、18,213円となっており、障がいのある人が、生きがいを持ち安心して地域で暮らせるようになるためには、工賃（賃金）向上に向けた更なる取組が求められています。

《工賃とは》
生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として施設や事業所等の利用者に支払うこととされています。（障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等）

《賃金とは》
賃金、給料、手当、賞与その他名称を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいいます。（労働基準法）

【平成28年度工賃(賃金)実績】

| 施設種別 | 施設数(箇所) | 定員(人) | 工賃支払対象者延人数 | 工賃支払総額(円) | 平均工賃／月(円) |
|---|---|---|---|---|---|
| 就労継続支援A型事業所 | 210 | 3,964 | 44,385 | 3,014,219,327 | 67,911 |
| 就労継続支援B型事業所 | 738 | 15,745 | 183,777 | 3,347,156,960 | 18,213 |
| 合計 | 948 | 19,709 | 228,162 | 6,361,376,287 | 27,881 |

《賃金と工賃について》
「賃金」と「工賃」は、ともに仕事・作業の対価として支払われるものですが、この計画においては、雇用関係において、企業、福祉工場、就労継続支援Ａ型事業所等と雇用契約を締結する場合には「賃金」、就労継続支援Ｂ型事業所、地域活動支援センター・小規模事業所と利用契約を締結する場合には「工賃」としています。

【施設種別ごとの工賃(賃金)実績の推移】

| 施設種別 | 平成18年度 | | 平成19年度 | | 平成20年度 | | 平成21年度 | | 平成22年度 | | 平成23年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 施設数(箇所) | 平均工賃/月(円) | 施設数(箇所) | 平均工賃/月(円) | 施設数(箇所) | 平均工賃/月(円) | 施設数(箇所) | 平均工賃/月(円) | 施設数(箇所) | 平均工賃/月(円) | 施設数(箇所) | 平均工賃/月(円) |
| 就労継続支援A型事業所 | 13 | 68,778 | 21 | 59,451 | 34 | 53,254 | 46 | 51,277 | 70 | 51,294 | 97 | 52,430 |
| 就労継続支援B型事業所 | 59 | 14,443 | 114 | 15,481 | 184 | 14,050 | 258 | 16,043 | 335 | 17,183 | 442 | 18,969 |
| 入所・通所授産施設 | 134 | 15,725 | 112 | 15,556 | 106 | 15,278 | 80 | 15,252 | 66 | 15,110 | 33 | 14,763 |
| 福祉工場 | 4 | 104,641 | 3 | 123,388 | 3 | 120,072 | 2 | 100,752 | 1 | 83,946 | 1 | 82,475 |
| 小規模通所授産施設 | 20 | 9,770 | 10 | 6,849 | 3 | 7,450 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 全施設平均 | 230 | 17,306 | 260 | 18,341 | 330 | 17,837 | 386 | 19,345 | 472 | 20,749 | 573 | 23,578 |
| 工賃倍増計画対象施設・事業所 | 213 | 15,305 | 236 | 15,331 | 293 | 14,636 | 338 | 15,760 | 401 | 16,649 | 475 | 18,531 |

| 施設種別 | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 施設数(箇所) | 平均工賃/月(円)(/時間(円)) | 施設数(箇所) | 平均工賃/月(円)(/時間(円)) | 施設数(箇所) | 平均工賃/月(円)(/時間(円)) | 施設数(箇所) | 平均工賃/月(円)(/時間(円)) | 施設数(箇所) | 平均工賃/月(円)(/時間(円)) |
| 就労継続支援A型事業所 | 129 | 55,389 | 158 | 57,271 | 199 | 58,791 | 202 | 60,168 | 210 | 67,911 |
| 就労継続支援B型事業所 | 524 | 18,958<br>(200) | 565 | 18,848<br>(206) | 661 | 18,128<br>(212) | 690 | 17,491<br>(225) | 738 | 18,213<br>(227) |
| 全施設平均 | 653 | 25,105 | 723 | 26,101 | 860 | 26,136 | 892 | 29,196 | 948 | 27,881 |

※工賃倍増(向上)計画対象施設・事業所　平成23年度以前:就労継続支援B型事業所、旧法施設の入所・通所授産施設及び小規模通所授産施設
平成24年度以降:就労継続支援B型事業所

【工賃支払対象者延人数及び工賃支払総額の推移】

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 工賃支払対象者延人数(人) | 72,776 | 80,135 | 91,258 | 93,553 | 102,546 | 104,607 |
| 工賃支払総額(円) | 1,113,806,394 | 1,228,586,259 | 1,335,653,397 | 1,474,360,461 | 1,707,263,855 | 1,938,432,318 |

| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 工賃支払対象者延人数(人) | 114,205 | 131,809 | 155,915 | 176,874 | 183,777 |
| 工賃支払総額(円) | 2,165,150,285 | 2,484,405,250 | 2,826,403,159 | 3,093,700,941 | 3,347,156,960 |

※工賃実績調査(厚生労働省調査)

## (5) 一般就労への移行状況

平成28年度における道内の福祉施設から一般就労への移行者数は895人となっており、平成17年度実績（105人）と比較し、8.5倍の増加となっています。

また、法定雇用率が適用される道内の民間企業(3,257社)の障がいのある人の実雇用率は2.06%であり、全国平均(1.92%)を上回っていますが、法定雇用率を達成している企業の割合は51.5%（1,677社）にとどまっており、障がいのある人を一人も雇用していない企業は29.6%（965社）となっています。（平成28年６月１日現在）。

障がいのある人一人ひとりの意欲や障がい特性等に応じて、安心して一般就労に取り組むことができるよう、企業等と連携・協働した就労支援の充実・強化を図っていく必要があります

【福祉施設から一般就労への移行者数】

| 種別 | | 平成17年度 | 平成20年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 新体系 | 就労移行支援 | | 98 | 318 | 390 | 506 | 430 | 523 | 529 |
| | 就労移行支援(養成施設) | | 5 | 5 | | 6 | | 7 | 3 |
| | 就労継続支援(A型) | | 7 | 56 | 81 | 127 | 191 | 155 | 172 |
| | 就労継続支援(B型) | | 50 | 146 | 160 | 221 | 292 | 219 | 191 |
| 旧体系 | 身体 | 11 | 1 | 3 | | | | | |
| | 知的 | 60 | 41 | 7 | | | | | |
| | 精神 | 34 | 23 | | | | | | |
| 合計 | | 105 | 225 | 535 | 631 | 860 | 913 | 904 | 895 |

※福祉施設等利用者の一般就労等に関する実態調査(道調査)

【障がい者雇用の義務がある民間企業の実雇用率等(平成28年6月1日現在)】

| 法定雇用率 | 実雇用率 | | 法定雇用率達成割合 | | 法定雇用率達成企業数 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 北海道 | 全国 | 北海道 | 全国 | 北海道 |
| % 2.0 | % 2.06 | % 1.92 | % 51.5 | % 48.8 | 企業 1,677／3,257 |

※平成28年障害者雇用状況の集計結果(厚生労働省北海道労働局)

《障害者雇用率制度について》

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障がいのある人を雇用する義務があります。（障害者の雇用の促進等に関する法律）

法定雇用率は、平成30年４月から算定基礎の対象に精神障がいのある人が追加されること等から、民間企業では2.0%から2.3%（当分の間2.2%）に引き上げられます。また、それに伴い、障がいのある人を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員50人以上から43.5人以上（当分の間45.5人以上）へと拡大されます。

## (6) 地域生活移行状況

平成28年４月１日から平成29年３月31日までの地域生活移行者数は、88人となっています。

また、地域生活移行先としては、グループホーム（共同生活援助）がもっとも多く63人（71.6%）となっています。

【退所者の状況】

| 期間 | 地域生活移行(※) | 入所施設(障がい) | 他入所施設(老人) | 地域移行型ホーム | 病院 | その他 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| H24.4.1～H25.3.31 | 114 | 59 | 13 | 1 | 88 | 143 | 418 |
| H25.4.1～H26.3.31 | 178 | 60 | 15 | 0 | 96 | 147 | 496 |
| H26.4.1～H27.3.31 | 157 | 61 | 31 | 1 | 109 | 172 | 531 |
| H27.4.1～H28.3.31 | 99 | 54 | 15 | 1 | 90 | 160 | 419 |
| H28.4.1～H29.3.31 | 88 | 32 | 10 | 2 | 96 | 166 | 394 |

【参考】

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| H17.10.1～H24.3.31 | 2,548 | 890 | 143 | 15 | 560 | 965 | 5,121 |

※道外の利用者を含む。

【地域生活移行の内訳】

| 期間 | グループホーム | 福祉ホーム | 一般住宅 | 公営住宅 | 家庭復帰 | その他 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| H24.4.1～H25.3.31 | 70 | 1 | 9 | 2 | 28 | 4 | 114 |
| H25.4.1～H26.3.31 | 128 | 1 | 8 | 2 | 33 | 6 | 178 |
| H26.4.1～H27.3.31 | 116 | 3 | 7 | 1 | 27 | 3 | 157 |
| H27.4.1～H28.3.31 | 62 | 1 | 3 | 1 | 28 | 4 | 99 |
| H28.4.1～H29.3.31 | 63 | 0 | 0 | 0 | 19 | 6 | 88 |

【参考】

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| H17.10.1～H24.3.31 | 1,807 | 28 | 126 | 25 | 496 | 66 | 2,548 |

※H26.3.31 まではグループホーム及びケアホームの合計です。

## (7) 特別支援学校卒業生の進路状況

道内の特別支援学校の平成29年３月における高等部卒業者1,093人のうち、就職は342人で全体の31.3%、福祉施設利用は673人で全体の61.6%となっています。

特別支援学校を卒業した人が、身近な地域で生活することができるよう、在学中の就職支援の強化や地域のサービス基盤を整備していく必要があります。

【特別支援学校卒業生の進路状況】

| | 学校／進路 | | 視覚障がい | 聴覚障がい | 知的障がい | 肢体不自由 | 病弱 | 計 | 専攻科 視覚 | 専攻科 聴覚 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 高等部 | 卒業生 | | 4 | 13 | 963 | 95 | 18 | 1,093 | 8 | 1 |
| | 就職 | | | 7 | 326 | 6 | 3 | 342 | 7 | |
| | 進学 | 専攻科等 | 2 | | | | | 2 | | |
| | | 大学等 | | 2 | | 3 | 1 | 6 | | |
| | | 教育訓練機関等 | | | 14 | 4 | 1 | 19 | | |
| | | 小計 | 2 | 2 | 14 | 7 | 2 | 27 | | |
| | 福祉施設利用 | | 2 | 4 | 587 | 72 | 8 | 673 | | 1 |
| | その他（入院，自宅療養等） | | | | 36 | 10 | 5 | 51 | 1 | |

### (8) 発達障がい者に対する支援の状況

平成28年８月に施行された発達障がい者支援の一層の充実を図るため、発達障害者支援法が全般わたって改正され、医療、福祉、教育、就労等の関係機関が相互に連携し、一人ひとりの発達障がいのある人に切れ目のない支援を実施することが目的に追加され、きめ細やかな支援を推進することとされました。

道では、「発達障害者支援（地域）センター」を設置し、地域で発達障がいのある人やその家族の支援を行う市町村や事業所等の関係機関への助言や人材育成を行うとともに、北海道教育庁と協働し、各地域で支援体制の整備を進めるなど、支援の充実を図るほか、フォーラムを開催するなど発達障がいの理解促進を行ってまいります。

### (9) 障がい児に対する支援の状況

平成28年６月の児童福祉法の改正に伴い、これまでの指定障害児通所支援事業に居宅訪問型児童発達支援が創設され、また、医療的ケアを要する障がいのある子どもが適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとされました。

また、障がいのある子どものサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定することとなりました。

さらに、子ども・子育て支援法の「すべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」との基本理念に基づき、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が各々の役割を果たすとともに、相互に協力を図り、障がいのある子どもとその家族に対し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を整備し、障がいのある子ども本人の最善の利益を保障する必要があります。

### (10) 医療を必要とする在宅障がい児（者）に対する支援の状況

重症心身障がい児（者）など、医療的ケアを必要とする在宅で暮らす重度障がいのある人が、地域で生活するためには、必要なサービス基盤を整備し、その家族の負担を軽減することが必要です。

こうした人が利用可能な短期入所事業所は、道内19か所となっており、地域の支援体制の充実に向けた更なる取組が求められています。

### (11) 北海道障害者介護給付費等不服審査会等の状況（平成29年３月31日現在）

障がいのある人または障がいのある子どもの保護者は、市町村が決定した障害支援（程度）区分認定や支給決定などについて不服がある場合に、都道府県知事に対して審査請求をすることができます。

道では平成18年４月に北海道障害者介護給付費等不服審査会、平成24年４月に障害児通所給付費等不服審査会を設置し、審査請求があった事件について審議を行っています。

北海道障害者介護給付費等不服審査会には、平成18年の新制度施行以降、120件の審査請求があり、うち93件が障害支援（程度）区分の認定に関するもの、25件が支給決定等に関するものとなっています。

なお、障害児通所給付費等不服審査会への審査請求はありません。

【障害者介護給付費等不服審査会審議内訳】

| 裁決内容 | 件数 | 請求内容 | 件数 |
|---|---|---|---|
| 認容 | 46件 | 障害程度区分関連 | 93件 |
| 棄却 | 52件 | 支給決定または支給内容に関するもの | 25件 |
| 取下げ | 19件 | その他 | 2件 |
| 却下 | 3件 | | |
| 計 | 120件 | 計 | 120件 |

※　障害程度区分は、平成26年４月から障害支援区分に改められています。

## ３　主なサービス提供基盤の整備状況

### (1) 基盤整備の状況（平成29年４月現在）

障害者支援施設の定員数は、平成26年４月と平成29年４月を比較すると160名（1.4%）の減となっています。

また、日中活動の場は、地域生活移行の取組の推進及び地域活動支援センターの設置や事業者の新規参入の推進などにより、平成26年４月と平成29年４月を比較すると１割以上の増加となっています。

【サービス提供基盤の整備状況】

| | 平成26年4月1日 | | 平成29年4月1日 | | 差引 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 施設数 | 定員 | 施設数 | 定員 | 施設数 | 定員 |
| 入所施設 | 209 | 11,089 | 209 | 10,929 | 0 | △160 |
| 生活介護 | 459 | 16,709 | 512 | 17,614 | 53 | 905 |
| 自立訓練(機能訓練) | 2 | 20 | 3 | 22 | 1 | 2 |
| 自立訓練(生活訓練) | 66 | 679 | 66 | 626 | 0 | △53 |
| 就労移行支援 | 181 | 2,040 | 199 | 2,120 | 18 | 80 |
| 就労移行支援(養成施設) | 1 | 60 | 1 | 60 | 0 | 0 |
| 就労継続支援A型 | 170 | 3,317 | 247 | 4,501 | 77 | 1,184 |
| 就労継続支援B型 | 592 | 12,124 | 780 | 15,823 | 188 | 3,699 |

※ 障害者支援施設の日中活動サービスはそれぞれのサービス種別へ計上している。

### (2) 人材養成の状況

障がいのある人が各種サービス等の社会資源を有効に活用しながら生活することができるようにするため、相談支援業務に従事する者や居住系、日中活動系サービス事業者に配置が義務付けられているサービス管理責任者、また、利用者に適切なサービスが提供されるよう、障害者総合支援法に定める障害支援区分認定関係者（認定調査員・審査会委員・主治医）を養成するための研修等を行っています。

【研修修了者の状況】

（単位：人）

| 研修名 | | H17 | H20 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 相談支援従事者研修 | 基礎研修 | 281 | 265 | 252 | 376 | 457 | 510 | 417 | 383 |
| | 専門研修 | － | 57 | 111 | 211 | 151 | 119 | 173 | 208 |
| サービス管理責任者研修 | | － | 1,130 | 987 | 936 | 514 | 868 | 834 | 1,038 |
| 障害支援区分認定調査員研修 | | 875 | 359 | 322 | 373 | 376 | 450 | 450 | 369 |
| 市町村審査会委員研修 | | 165 | 58 | 82 | 47 | 103 | 96 | 96 | 59 |
| 主治医研修 | | － | 792 | 559 | 535 | 715 | 600 | 587 | 374 |

※「障害支援区分認定調査員研修」については、平成25年度までは「障害程度区分認定調査員研修」として実施。

# 第3 計画推進のための基本的事項

【計画の体系】

**希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会の実現**

| 《推進項目》 | 《推進施策》 |
|---|---|
| (1) 北海道障がい者条例の施策の推進 | ① 北海道障がい者条例の施策の推進 |
| (2) 権利擁護の推進 | ① 暮らしづらさを解消するための取組<br>② 虐待の防止<br>③ 差別を解消するための取組の推進<br>④ 意思決定支援の推進 |
| (3) 地域生活支援体制の充実 | ① 相談支援体制の確保<br>② 障がい者の地域生活への移行促進<br>③ 地域生活支援拠点の整備<br>④ 自立と社会参加の促進<br>⑤ ライフサイクルを通じた関係機関の連携強化 |
| (4) 意思疎通支援・情報提供の充実 | ① 普及啓発・情報提供の充実<br>② 意思疎通支援の充実 |
| (5) サービス提供基盤の整備 | ① 住まいの基盤整備の充実<br>② 日中活動サービスの充実<br>③ 地域生活を支えるサービス基盤の充実<br>④ 共生型地域福祉拠点の整備推進<br>⑤ 地域間格差の縮小<br>⑥ 施設による支援 |
| (6) 障がい児支援の充実 | ① 子どもの発達支援の充実<br>② 家族への支援<br>③ 福祉、保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援<br>④ 地域社会への参加・インクルージョン(包容)の推進<br>⑤ 障がい児支援体制の基盤整備<br>⑥ 特別な支援が必要な子どもへの支援 |
| (7) 発達障がいのある人や医療を必要とする人等への支援 | ① 発達障がい者への支援の充実<br>② 医療を必要とする在宅の重度障がい児者への支援<br>③ 難病等である人への支援 |
| (8) 精神保健福祉・医療施策の充実 | ① 地域生活を支える体制の整備<br>② 保健・医療の推進 |
| (9) 就労支援施策の充実・強化 | ① 道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり<br>② 一般就労の推進<br>③ 多様な就労の機会の確保<br>④ 福祉的就労の底上げ |
| (10) 人材の養成・確保及びサービスの質の向上 | ① 人材の養成・確保<br>② サービスの質の向上 |
| (11) 安全確保に備えた地域づくりの推進 | ① 安全確保に備えた地域づくりの推進 |

## 1　平成32年度に向けて目指す方向

### 「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会の実現」

道は、これまで、施設からの退所が可能な方々の地域生活への移行や、精神障がいのある人の退院を促進するとともに、サービス基盤の地域間格差を縮小しながら、障がいのある人のニーズを踏まえた支援体制やサービス基盤、就労の場などの整備に努めてきているほか、北海道障がい者条例に基づく施策の推進や、発達の遅れや障がいのある子どもに対するサービス提供体制の整備、東日本大震災の体験を生かした災害に備えた地域づくりを進めてきました。

第５期計画においては、これらのほか、地域における生活の維持及び継続の推進、就労定着に向けた支援、地域共生社会の実現に向けた取組、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築、障がいのある子どものサービス提供体制の計画的な構築、発達障がい者支援の一層の充実を進め、引き続き、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」や「本人が希望する暮らしの実現」、さらには、「地域社会における共生の実現」を目指し、市町村の協議会を核として地域の関係者が連携・協働する「地域づくり」を推進します。

## 2　第５期障がい福祉計画推進の基本方針

### (1) 北海道障がい者条例の施策の推進

障がいがあっても安心して地域で暮らすことができる社会づくりを目指し、障がいのある人の権利擁護の推進と暮らしやすい地域づくりや就労支援を推進するため、各種施策の取組を進めます。

### (2) 権利擁護の推進

北海道障がい者条例や「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）及び障害者差別解消法に則して、虐待や差別の解消に取り組むなど、より一層、権利擁護を推進します。

### (3) 地域生活支援体制の充実

施設入所者の意向を把握し、受入地域と施設との連携や地域生活移行後のフォローについて関係者との連携を図り、退所可能な方々の地域生活への移行促進を図るほか、道が行う広域的・専門的な相談支援や市町村における相談支援の充実など、さらなる相談体制などの整備を推進します。

また、乳幼児期や学齢期、就労期、老齢期といったライフサイクルを通じた一貫した支援ができるよう関係機関等の連携による取組や在宅で生活する障がいのある人の高齢化や重度化さらには生活を支えていた親が亡くなった後でも、地域での生活が継続できる体制整備を促進します。

### (4) 意思疎通支援・情報提供の充実

障がいのある人に対する意思疎通支援など、コミュニケーション環境の整備に努めるとともに、誰にとっても有効な情報アクセシビリティの向上を図るため、情報通信機器等に関する情報提供など、普及や利用の促進を図ります。

(5) サービス提供基盤の整備

市町村や事業所への助言等を行い、圏域ごとにサービスの整備量を調整しながら、地域間の均衡に配慮した計画的な基盤整備を行い、地域間格差の縮小に努めます。

また、広域・分散である北海道の特性を踏まえ、より身近な地域で障がいのある人もない人もともに支え合いながら暮らすことができる地域づくりを広げるため、他の福祉施策と連携し、共生型地域福祉拠点の整備を推進します。

(6) 障がい児支援の充実

発達の遅れや障がいのある子ども、さらには在宅で医療的ケアを必要とする子どもなどに対するサービス提供体制の整備や重層的な地域支援体制の構築、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、子どもと家族へのより一層の支援体制の充実を図ります。

(7) 発達障がいのある人や医療を必要とする人等への支援

発達障がいのある人への支援の推進や医療を必要とする人の日常生活のみならず、緊急時における医療の確保など、障がいの特性等に合わせた支援体制の充実を図ります。

(8) 精神保健福祉・医療施策の充実

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築します。

(9) 就労支援施策の充実・強化

障がいがあっても、いきいきと働くことができるよう、社会全体で応援する体制づくりを進めながら、就労機会の拡大や定着支援、さらに工賃水準の向上に向けた取組を推進します。

(10) 人材の養成・確保及びサービスの質の向上

サービスの利用相談や計画策定を担う相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成を行うとともにサービスの提供に直接必要な人材の確保に努めます。

また、適切で良質なサービスが提供されるよう、研修などを通じ障害福祉サービス等及び通所支援等のサービスの質の向上を図ります。

(11) 安全確保に備えた地域づくりの推進

市町村や関係団体と連携を図り、災害時はもとより日常的に障がいのある方々の安全確保を推進し、その障がい特性に配慮した支援が行えるよう、地域住民などとの共生による支援体制づくりを進めます。

# 第４ 計画推進のための具体的な取組

## １ 北海道障がい者条例の施策の推進

### (1) 北海道障がい者条例の施策の推進

【推進の視点】

・ 障がいがあっても安心して地域で暮らすことができる社会づくりを目指し、障がいのある人の権利擁護と暮らしやすい地域づくりを推進することを目的に制定した北海道障がい者条例に基づく各種施策等の取組を進めることが必要です。

【推進施策】

● 北海道障がい者条例の主な施策（３つの柱）の推進

・ 障がいのある人への「虐待」や「差別」を禁止するとともに、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の日常生活を営むことができるようにするために必要な配慮（合理的配慮）に努めます。

・ 道と地域づくりコーディネーターが連携し、地域づくりガイドラインを活用しながら、市町村が進める相談支援体制づくり等の取組を支援します。

・ 「北海道障がい者就労支援推進委員会」を活用し、障がいのある人の就労支援の充実に努めます。

また、障がいのある人に対する支援はもとより、「働く障がい者」を支援する企業の取組の周知や指定法人を中心とした企業や事業所等の多様な就労支援のためのネットワークづくりなどを進めます。

● 北海道障がい者条例に関連する各種施策の推進

・ 障がいのある人の権利を実現し、社会参加を確保するための社会生活に関する施策にあたっては、北海道障がい者条例の基本理念に基づき推進します。

[施策の推進に当たっての基本理念]

① 行政機関、学校、地域社会、道民、事業者その他関係団体が、相互に連携して社会全体で取り組むこと。

② 障がい者への差別を防止し、障がい者の暮らしづらさを解消し、及び障がい者の権利を最大限に尊重すること。

③ 保健、医療、福祉、労働、経済、教育その他障がい者に関するあらゆる分野において総合的に取り組むこと。

④ 道内における地域間の格差の是正を図ること。

● 社会情勢に応じた条例内容の検討

・ 障がい者施策に関する法律の施行などによる社会情勢の変化に応じて、条例の内容について検討します。

**「合理的配慮」とは**

北海道障がい者条例第20条では、障がい者が、障がいのない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするために必要な配慮をいうと規定されています。

## ２　権利擁護の推進

### (1) 暮らしづらさを解消するための取組

【推進の視点】

・　障がいがあっても安心して地域で暮らすことのできる社会づくりを実現するためには、障がいのある人の権利擁護と暮らしづらさの解消が必要です。

　また、権利擁護を推進するため、関係する制度を道民に対し周知することが必要です。

【推進施策】

● 地域づくり委員会等の取組

・　全道14圏域に設置している「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」において、中立公平な立場で、虐待や差別、暮らしづらさに関する特定事案や地域の課題等について、当事者や関係者と協議等を行いその解決を図ります。

　また、道本庁に設置している「北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部調査部会」において、地域づくり委員会から求められた全道的な見地から検討を要する課題等について審議し、解決を図ります。

・　市町村の協議会において、権利擁護や暮らしづらさの解消などについて地域の関係機関が協議し、課題を解決するという機能が十分発揮できるよう、地域づくりコーディネーターの支援を通じて、地域づくりガイドラインの活用を働きかけていきます。

● 制度の周知

・　「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」について、広く道民に周知し、一層の活用を働きかけます。

・　障害者虐待防止法や障害者差別解消法など、権利擁護に関する制度について、当事者や関係団体と連携しながら、普及・啓発を図ります。

・　ヘルプマークやヘルプカードの普及を推進し、外見から分かりにくい障がいなど、周囲の方からの配慮を必要としている人への思いやりのある行動を促し、障がいへの理解を図ります。

・　「北海道障害者介護給付費等不服審査会」の審査を通じ、障がいのある人の障害福祉サービスの利用が適正に確保されるよう努めます。

・　ＤＶＤの貸出やインターネット上への動画のアップロードなど、映像等を活用して、学校や企業、生涯教育の場等を通じた障がいに対する理解を促進します。

図４　【北海道障がい者条例に基づく地域の支援体制】

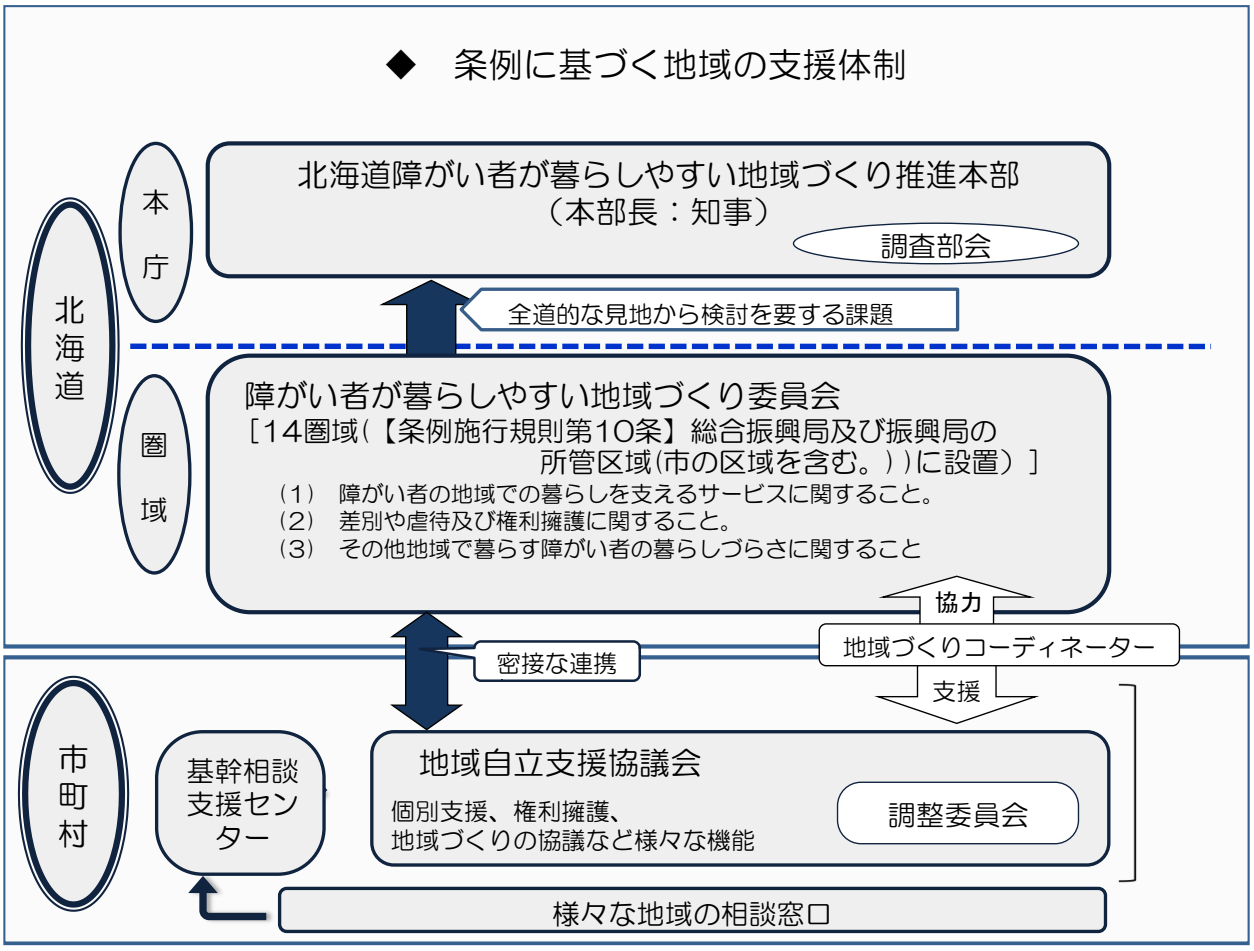


※DVD（「わかってください手をかしてください～障がい者からのメッセージ～」）

## (2) 虐待の防止

【推進の視点】

・　虐待は、障がいのある人の尊厳を害するものであり、自立と社会参加のためには、虐待防止に向けた取組を一層進めることが極めて重要です。

【推進施策】

・　障害者虐待防止法に基づき道が設置している「北海道障がい者権利擁護センター」において、障がいのある人への虐待防止等を図るとともに、市町村が設置する「市町村障害者虐待防止センター」において、適切な事実確認や成年後見制度等を利用した養護者支援等が図られるよう支援します。

・　障害福祉サービス等、障害児入所支援及び障害児通所支援等を提供する事業所に対して、研修を実施するなどして虐待防止や権利擁護に関する指導を徹底するとともに、当該事業所等における障害者虐待に関する報告や通報があった場合には、市町村をはじめ関係機関と連携の上、障害者総合支援法に基づく監査等を実施し、当該事業者に対して障害者虐待防止法の規定による権限を行使するなど、速やかに対応します。

## (3) 差別等を解消するための取組の推進

【推進の視点】

・　障がいのある人もない人も、共に生きる社会を実現するために、障がいのある人への差別をなくすことを社会全体で進めていくことが必要です。

【推進施策】

・　平成28年４月に施行された障害者差別解消法について、市町村や障害福祉サービス事業所などの関係機関はもとより、広く道民に対し制度の普及・啓発を図ります。

・　北海道障がい者条例に基づく地域づくり委員会が、障がいのある人やその家族からの相談に応じ、協議やあっせんを行って解決を図ります。

・　地域における差別解消に向けた取組を円滑に行うため、関係機関によるネットワークづくりを進め、必要な情報交換や取組の協議を行います。

・　道は、障がいのある人の差別の解消に取り組むために作成した、職員の対応要領や事例集について、内容の充実に努めるほか、市町村に対し、引き続き職員の対応要領の作成や障害者差別解消支援地域協議会の設置を働きかけます。

※職員対応要領「障がいのある方へのよりよい対応ができるサポートブック」

※　職員対応要領については、ホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/yoriyoitaiougadekirupe-zi.htm）で公開しています。

### (4) 意思決定支援の推進

【推進の視点】

・　自ら意思を決定することに困難を抱える障がいのある人が、自らの意思が反映された日常生活や社会生活を送るため、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援することが必要です。

【推進施策】

・　相談支援専門員やサービス管理責任者における意思決定支援の質の向上を図るため、「意思決定支援ガイドライン」を活用するなどして研修カリキュラムの中に位置付け、研修の充実を図ります。

・　判断能力が十分ではない障がいのある人が不利益を被ることがないよう、市町村が成年後見制度の利用を推進するために国の助成事業を活用することや、後見等の業務を適正に行うことができる人材を育成することなどの取組を一層促すとともに、家庭裁判所や関係機関と連携し、広域的な見地から必要な助言を行うほか、北海道地域福祉生活支援センターが行う福祉サービスの利用援助・日常的な金銭管理などの取組について支援します。

## 3　地域生活支援体制の充実

### (1) 相談支援体制の確保

【推進の視点】

・　「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を進めるためには、相談支援を中心とする地域の実情に応じた地域生活支援体制の充実が必要です。

　また、相談支援事業所の地域移行支援の対象である救護施設等に入所している障がいのある人の地域生活移行についても取り組む必要があります。

　さらに、市町村と緊密に連携し、障害児入所支援から障害福祉サービスへの円滑な支援の移行を図る必要があります。

・　障がい者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービス等につなげるとともに、市町村、相談支援事業所、その他関係機関との連携に努める必要があります。

・　障がい児相談支援についても、身近な地域において、障がいの気づきの段階から、障がいのある人に対する相談支援と同様に、障がいのある子ども本人やその家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、質の確保及びその向上を図りながら、障がいのある人に対する相談支援へ円滑に移行できるよう、関係機関の連携体制の構築が必要です。

【推進施策】

● 生活全般を支える相談支援体制の構築

・　市町村を中心とするすべての障がいのある人を対象としたワンストップ（一か所ですべてに対応できる。）で、中立・公平な相談支援を行うため、地域づくりコーディネーターを活用し、総合的な相談業務等の拠点となる「基幹相談支援センター」の整備や、虐待に関する総合的窓口である「市町村障害者虐待防止センター」及び、差別に関する市町村の相談窓口の充実を図るとともに、市町村の協議会の機能強化を中心とした、地域における関係機関のネットワークの充実を図ります。

・　「基幹相談支援センター」の整備にあたっては、地域づくりコーディネーターを活用し、市町村の協議会で十分な議論を行い、地域の実情に合ったものを整備できるよう支援します。

　また、すでに整備されている市町村についても、関係機関との連携の充実に向けて支援していきます。

・　相談支援機能をはじめとする支援体制について、その目指す姿として「北海道障がい者条例」に基づき策定した「地域づくりガイドライン」をもとに、それぞれの地域を支援します。
その際、障がい者支援の観点から、地域の課題やニーズを把握し、その解決に向け、市町村等の関係者が一体となり、あらゆる地域資源の活用を検討しながら取り組みます。

〈地域づくりガイドラインについて〉
地域づくりガイドラインとは、北海道障がい者条例第22条により、地域間の福祉サービス等の格差及び障がいの有無や程度による社会参加の機会の不均衡の是正を図りながら、障がい者が暮らしやすい地域づくりを推進するため、市町村が実施することが望ましい事項等の基本的な指針を定めたものであり、次の項目が盛り込まれています。

1　地域で暮らす障がい者に対する相談支援体制の確保
2　ネットワークの構築（市町村の協議会の設置・運営）
3　障がい者や障がい者の支援に関する社会資源の実態把握
4　地域住民と関係者との連携した障がい者の支援体制の確保（災害時の支援を含む）
5　障がい者の就労支援
6　調整委員会（地域で暮らす障がい者に対する暮らしづらさの解消を図るため、市町村が設置する協議組織）
7　その他（市町村の協議会の機能の確保）

・　市町村における相談支援や権利擁護を充実するため、当事者の気持ちに寄り添い、きめ細やかな支援ができるピアスタッフなどの活用を図り、その活動を推進します。
・　難病患者や重症心身障がい児者、医療的ケアの必要な子ども等の多様な障がい特性に応じた適切な支援についても、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員に向けた研修などの機会を通じて、十分な理解が図られるよう支援するほか、地域づくりコーディネーターを活用し、利用者本位の計画策定について支援します。
・　道の地域相談員及び市町村の障害者相談員に対して、相談技術向上のための研修実施などについて支援していきます。
・　適切な支援の提供が障がいのある人の自立及び社会参加に資することも踏まえ、地域生活支援事業における障害者相談支援事業及び介護給付費等の支給決定事務に係る業務を適切かつ主体的に実施するため、市町村職員においては、一定の専門的知見を身につけるとともに、制度に対する理解を深めることが必要であるため、その知識の習得に向けて支援していきます。

● 専門的支援

・　地域において十分な専門性を確保することが困難な、発達障がいのある人に対する支援のため、「発達障害者支援（地域）センター」を活用した支援に取り組みます。
・　市町村が進める発達の遅れや障がいのある子どもの相談支援体制づくりを支援し、市町村が指定する指定障害児相談支援事業所を中心とした支援体制の充実に取り組みます。
・　地域で暮らす障がいのある人の就労を促進するため、就労面と生活面を一体的に支援する「障害者就業・生活支援センター」を中心とした支援体制の充実を図ります。

図５　【相談支援の体系】

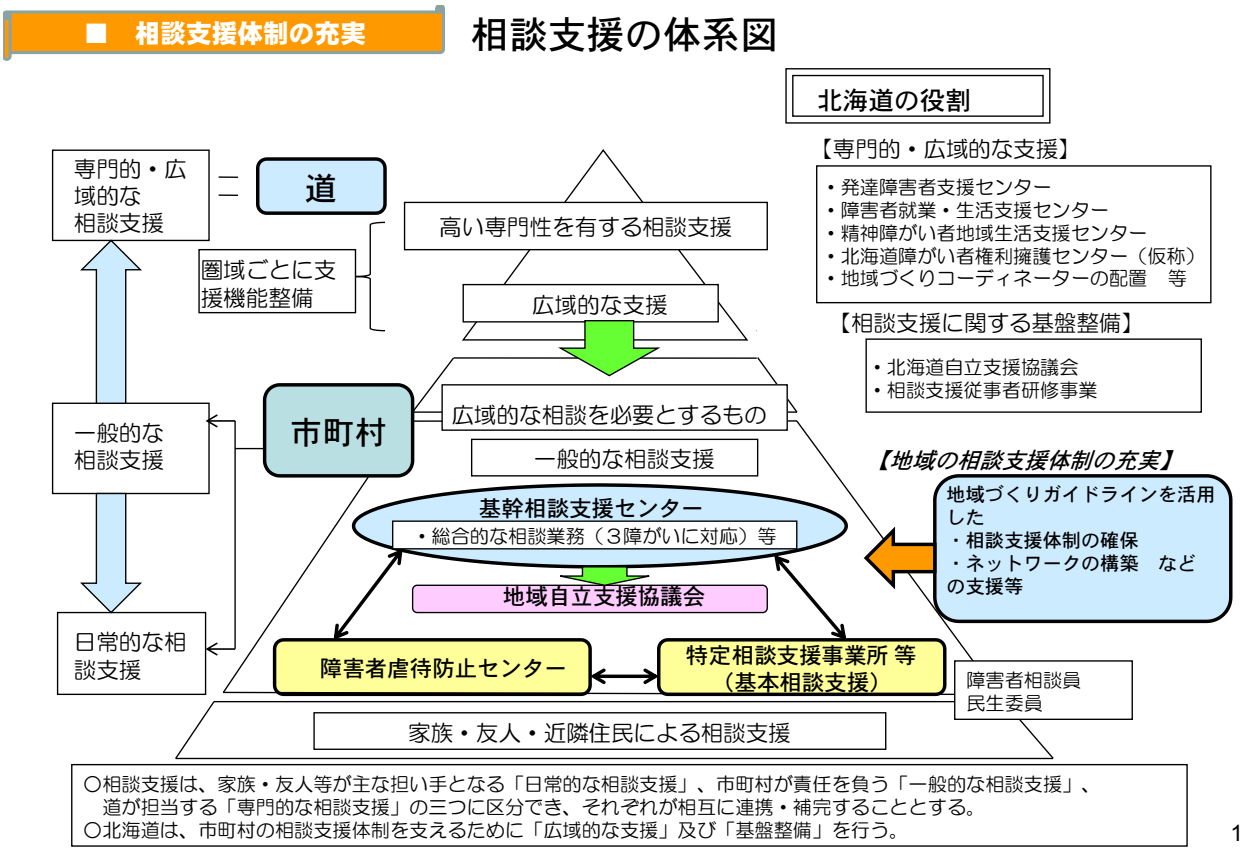


図６　【基幹相談支援センター】

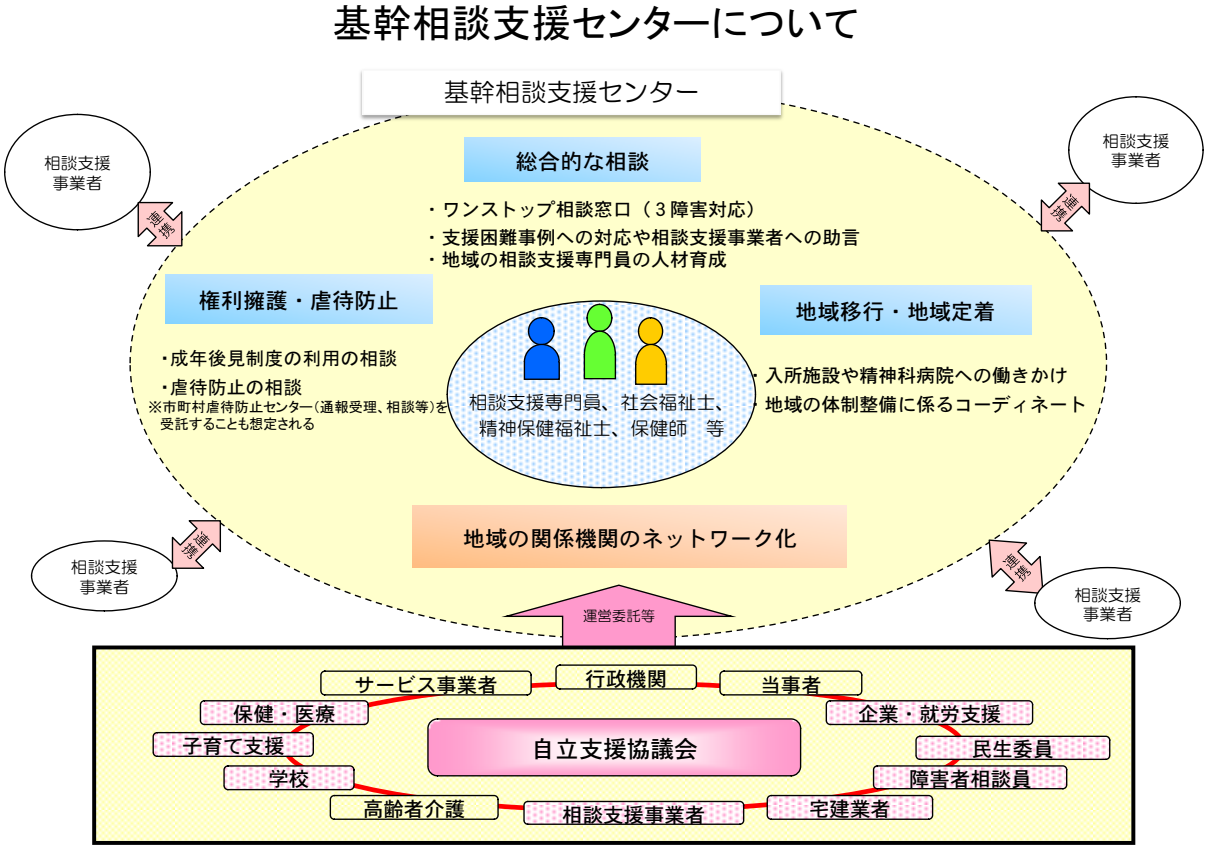

### (2) 障がい者の地域生活への移行促進

【推進の視点】

- 全国と比較しても施設入所者が多い北海道において入所施設から地域生活への移行を促進するためには、施設入所者の意向把握、施設入所者に対する地域生活に関する説明、地域生活の体験、入所施設と受入地域との連携、地域生活移行後のフォローなど関係者が連携し、地域生活への移行促進を図ることが必要です。
- 相談支援事業所の地域移行支援の対象である救護施設等に入所している障がいのある人の地域生活移行についても取り組む必要があります。
- 市町村、児童相談所及び相談支援事業所と緊密に連携し、障害児入所支援から障害福祉サービスへの円滑な支援の移行を図る必要があります。
- 矯正施設等に入所している障がいのある人であって、退所後、自立した生活を送ることが困難であり、福祉サービスを受ける必要がある人には、退所後、支援を提供していくことが必要です。

【推進施策】

- 各圏域の地域づくりコーディネーターを活用し、各地域の基幹相談支援センター、相談支援事業所、ピアスタッフ等の関係者と連携を図りながら、施設入所者に対する説明、地域生活体験の受入地域との調整や地域生活移行後の事後フォローなど総合的な支援を強化します。
- 関係団体等との協力を得ながら定期的に施設入所者の意向把握が行われるような取組を進めます。
- 入所施設と相談支援事業所が連携し、サービス等利用計画と個別支援計画により的確に入所者の意向を把握するとともに、その後の実施状況の把握を行うことを通じて、地域生活移行のための支援に係るニーズ把握を進めます。
- 広域な北海道において、住み慣れた地域での生活の実現に向け、地域づくりコーディネーターが圏域を超えた必要な調整を行い、障がいのある人の地域生活移行を支援します。
- 救護施設に入所している障がいのある人の地域生活移行については、関係機関と協議、連携しながら取り組んでいきます。
- 障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑な支援の移行については、市町村、施設、学校及び障害者相談支援事業所等が連携、協議する体制を整備し、本人の意思を尊重し、適した進路支援に取り組んでいきます。
- 矯正施設等に入所している障がいがあって自立した生活を送ることが困難な人に対しては、退所後、障害福祉サービスに繋がるよう矯正施設等、保護観察所、地域生活定着センター等と障害福祉サービス事業所等の関係機関との連携を促進します。
- 矯正施設等を退所した障がいのある人を受け入れる障害福祉サービス事業所等に対し、地域生活支援定着センターによる体制整備の助言や研修などを行い、地域の支援技術の向上を推進します。

### (3) 地域生活支援拠点の整備

【推進の視点】

- 在宅で生活する障がいのある人の高齢化や重度化、さらには、生活を支えていた親が亡くなった後を見据えて、障がいのある人の地域生活を支える機能の充実を図る必要があります。
- 障がいのある人の自立支援のため、施設や病院からの地域生活移行や地域生活の継続支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人を地域全体で支えるシステムを実現するための地域生活の拠点づくりを進めることが必要です。

・「地域生活支援の拠点」については、地域生活移行や親元からの自立等に関する相談、一人暮らしのための体験の機会や場の提供、ショートステイを活用した緊急時の受け入れ、支える人材の確保や専門性向上、コーディネーターの配置などの地域の体制づくりといった機能が必要です。

・地域生活の拠点づくりを進めるには、市町村の協議会などにおいて、障がいのある人やその家族、支援者などが参画して、各地域の既存の資源を活用するなど、実情に応じた整備方法について検討することが必要です。

【推進施策】

● 整備方法等

・障がいのある人や障がいのある子どもの地域生活を支援するために、グループホームなどを活用した居住支援機能と相談などの地域支援機能を持ち合わせた「地域生活支援の拠点」を市町村において整備します。

・「地域生活支援の拠点」については、身近な地域での支援が可能となるよう、道内のすべての市町村に整備することとします。

・地域においてどのような体制を構築するかなどの、目指すべき整備方針の検討や、整備後においても、体制や機能が地域の実情に適しているか、地域の課題に対応できているか、中長期的に必要な機能を見直し検証していくこととし、これらの効果的な運営の継続の検討にあたっては、市町村の協議会等を十分に活用します。

・広域、分散という北海道の地域特性を踏まえ、障がいのある人等の生活をより身近な地域で支える核として機能させるため、地域生活支援拠点に関わるすべての機関及び人材の有機的な結びつきを強化し、高齢者福祉施策などの他施策や他職種と連携した整備を促進します。

・道においては、地域生活への移行を推進する観点から入所施設の創設は基本的には行わないこととしていることや、地域が一体感をもった支援を行うため、複数の事業所が協力して機能を分担する面的整備を中心として整備をすることとします。

・市町村によって利用者の状況やサービス事業者の整備状況が異なることなどから、複数市町村による共同整備も検討しながら整備を進めます。

なお、複数市町村による共同整備の検討に当たっては、「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」の場を活用するとともに、地域づくりコーディネーターが支援します。

・地域生活支援拠点等の整備に向けた取組が進んでいない市町村においては、既に整備が進んでいる地域の事例等も参考とし、地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、積極的な整備に努めることとし、道においても、整備に向けて早期の検討を促すとともに、地域の現状や課題等を把握し共有するなど、継続的な支援を図ります。

● 機能の充実

・地域における複数の事業所が協力して役割を分担する面的整備を中心に整備を進めることとするが、社会資源に地域間格差が生じていることから、居住支援機能、相談及びコーディネート機能については、拠点構成市町村内の資源を活用し、その他の機能（体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性の確保）については、他市町村の資源も活用可能とし、既にある関係機関との連携体制を強化させるなどして整備を進めます。

・原則５つの機能すべてを備えることとするが、必要な機能やその充足の程度については、地域の実情を踏まえて判断し整備を進めるよう、市町村に対し必要な支援を行います。